

第11 住宅防火対策（住宅用火災警報器）

1 適用対象物

住宅用火災警報器を設置し、及び維持しなければならない対象物は住宅の用に供される防火対象物であり、次によること。

- (1) 戸建住宅、併用住宅、共同住宅等のうち、住宅の用途以外の用途に供する部分を除いた防火対象物であるが、政令別表第1に掲げる用途の防火対象物の一部が住宅の用途に供する防火対象物であって、政令第1条の2第2項後段の規定により当該用途に含まれるものとされた場合の当該住宅の用途に供する部分についても対象となること。
- (2) 政令第21条又は条例第41条の規定により自動火災報知設備の設置が義務付けられている防火対象物のうち、政令第32条又は条例第47条の規定が適用され自動火災報知設備が設置されない共同住宅等（共同住宅用スプリンクラー設備等を設置するものを除く。）については、住宅用火災警報器を設置しなければならないこと。

2 用語の定義

- (1) 「住宅用火災警報器」とは、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備をいう。
- (2) 「住宅」とは、第2章第1節第3「政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い」に係る規定にかかわらず、法第9条の2第1項にいうものをいう。
- (3) 「関係者」とは、当該住宅の所有者、管理者又は占有者をいう。
- (4) 「居室」とは、居間、ダイニング、子供室、寝室など、常時継続的に使用する部屋をいい、台所、浴室、トイレ、洗面所、納戸等は含まないこと。
- (5) 「台所」とは、調理を目的として、コンロその他火気を使用する設備又は器具を設けた場所であること。
- (6) 「階段」とは、屋内階段であって、傾斜路を含むこと。

3 住宅用火災警報器の設置場所

住宅用火災警報器の設置場所については、条則第11条の8第1号及び第2号によるほか、次によること。

- (1) 住宅用火災警報器を設置する場所には、政令別表第1(5)項ロ又は(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供する部分のうち、もっぱら居住の用に供すべき住宅の部分以外の部分であって、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分は含まないものであること。
- (2) 寄宿舎、寮及び下宿の用に供する防火対象物の共同炊事場及び食堂には、住宅用火災警報器を設けること。◆

4 住宅用火災警報器の設置要領等

(1) 取付け位置

ア 条則第11条の8第3号イの「火災を有効に感知できる位置」とは、次によること。

- (イ) 火災による煙を感知することの障害となるような換気口、エアコンの吹き出し口その他のこれに類するものから1.5m離れた位置や、ストーブ等の熱又は煙の影響を直接受けない位置とすること。
- (ロ) 室内に面する天井面の中央付近とすること。
- (ハ) 住宅用火災警報器の下端は、煙式のものにあつては取付け面の下方60cm以内の位置に、熱式のものにあつては取付け面の下方30cm以内の位置とすること。
- (ニ) 住宅用火災警報器を居室に設ける場合は、壁又ははり（以下「はり等」という。）から煙式のものにあつては60cm以上、熱式のものにあつては40cm以上離れた位置に設けること。
- (ホ) 居室内が、煙式の場合は60cm以上、熱式の場合は40cm以上突出したはり等によって区画された場合は、その区画された部分ごとに火災を有効に感知するように設けること。
- (ヘ) 段違い天井、傾斜天井、のこぎり天井、円形天井、越屋根天井等に設ける場合は、原則として最上部に設けること。

- (ホ) (カ)にかかわらず、台所と居室の間に間仕切り、扉等が存在せず、かつ、当該台所と居室部分が天井面から1 m未満の吊り戸棚、はり等によって区画されている等、一の小区画が隣接している場合においては、第4章第2節第11「自動火災報知設備」、I「技術基準」、3.(3).ウ.(ウ)を準用することができるものとする。この場合の住宅用火災警報器（壁面に設置するものの場合を含む。）は、当該台所等の小区画に近接する位置とすること。
- イ 住宅用火災警報器のうち、都市ガス等の空気より軽い可燃性ガスの漏れを感知し、警報を発する機能を有するものを設ける場合にあつては、条則第11条の8第3号ロによるほか、次によること。
- (7) 台所に熱式を設置する場合◆
- a 天井に設置する場合
- (a) 火災及びガス漏れを有効に感知できるように、室の天井中心部分に設置すること。
- (b) ガス燃焼機器から水平距離8 m以内となるように設置すること。
- b 壁面に設置する場合
- (a) 天井面から水平距離30cm以内となる壁面に設置すること。
- (b) ガス燃焼機器から水平距離8 m以内となるように設置すること。
- (8) 台所以外の場所に煙式を設置する場合◆
- a 階段に設置する場合
- 火災及びガス漏れを有効に感知できるように階段頂部となる天井面又はその付近の天井面から30cm以内となる壁面に設置すること。
- b 寝室等に設置する場合
- 火災及びガス漏れを有効に感知できるように室の天井中心部分又は天井面から30cm以内となる壁面に設置すること。
- ウ 階段の取付け位置については、条則第11条の8第3号ハによるほか、次によること。
- (7) 「最上階から下方に数えた階数が2である階に直上階から通ずる階段の下端」とは、次のように設置するものであること。
- a 3階建ての住宅においては、1階部分の天井をいうものであること。
- b 5階建ての住宅においては、3階部分の天井をいう。この場合、1階部分の天井にも設置を指導すること。◆
- c 3階建ての住宅等で屋上に通ずるペントハウス等がある場合は、階段の3階及び1階の天井に設置すること。
- (8) 壁面に設けることができる住宅用火災警報器（煙を感知するもの）にあつては、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下「住警器等規格省令」という。）に適合するもの又はこれと同等の性能を有するもので、かつ、火災を有効に感知できる位置に設けた場合は、条則第11条の9を適用して、階段の壁面に設けることができるものとする。
- (9) (イ)により難しい場合において、階段と廊下が、間仕切りのない空間で接続されている場合で、当該廊下の階段付近の天井面又は壁面に設けたときは、当該階段の天井面に設けないことができるものであること。
- (10) (イ)及び(ウ)により住宅用火災警報器を壁面に設ける場合は、条則第11条の8第3号ロの規定（前段の部分に限る。）を準用するものとする。
- (2) 適応種別
- 住宅用火災警報器の適応種別は、条則第11条の8第4号によるほか次によること。
- ア 表中第2項上欄の「台所」にあつては、(1)、ア及びイによるほか、次によること。
- (7) 原則として、同項中欄に掲げる光電式住宅用防災警報器及び下欄に掲げる光電式スポット型感知器を設けるものとし、通常の調理時に煙又は蒸気がかかるおそれのない場所に設置すること。
- (8) (ア)によるほか、同項中欄に掲げる定温式住宅用防災警報器及び下欄に掲げる定温式スポット型感知器を設ける場合については、通常の調理時に高温になるおそれのある場所（コンロの真上付近の場所）以外の場所に設置すること。
- イ 表中第2項上欄の「火災以外の煙を感知し警報を発するおそれのある場所」とは、台所以外の居室で平常時においてじんあい、煙等が滞留する場所等で、頻繁に警報を発するおそれのある場所をいうこと。
- (3) 設置維持要領
- ア 住宅用防災警報器については、条則第11条の8第5号イによるほか、次によること。

(7) 条則第11条の8第5号イ、(2)の「電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあつては、正常に電力が供給されていること」とは、通常の商用電力が供給されていれば足りるものであり、停電時等においてまで電力の供給を求めるものではないこと（非常電源の附置は要しないこと。）。

(4) 同(3)において、分電盤にあるアンペアブレーカー、漏電遮断器、配電用遮断器等は、分電盤との間の開閉器には該当しないこと。

なお、開閉器とは、いわゆる通常のスイッチ等をいうものであること。

(7) 同(5)において、住宅用火災警報器の交換期限については、出荷時等を起点としておおむね10年を目途として「年月」が明示されるものであること。また、感知器の交換期限についても同様であること。

(エ) 住宅用火災警報器を相互に連動させていずれの住宅用火災警報器も警報を発することができるものにあつては、次により指導すること。◆

a 火災の発生を感知した住宅用火災警報器以外の住宅用火災警報器が火災感知信号を受信した場合には、音響装置を鳴動させること。

b 音響停止スイッチを設けるものの作動は、次によること。

(a) 火災の発生を感知した住宅用火災警報器の音響停止スイッチを操作した場合に、連動するすべての住宅用火災警報器の鳴動が停止すること。

(b) 火災感知信号を受信した住宅用火災警報器の音響停止スイッチを操作した場合に、他のいずれの住宅用火災警報器の鳴動も停止しないこと。

イ 住宅用防災報知設備について、条則第11条の8第5号ロ(1)及び(2)の「住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる」とは、受信機又は補助警報装置を設ける階の廊下、寝室、リビング等の居室にいる者に有効に火災の発生を報知できることをいうものであること。

(4) その他

ア 住宅用防災警報器は、検定品を設置すること。

イ 住宅用火災警報器を設置する場合は、早期発見・通報に繋げる有効な手段として、次に掲げる付加機能つき住宅用火災警報器を設置するよう指導すること。◆

(7) 連動型住宅用火災警報器

(4) 複合型（火災・ガス・CO）警報器

(7) 屋外警報器

(エ) 補助警報装置

5 基準の特例等

条則第11条の9の規定を適用し、住宅用火災警報器に係る条例の規定を除外することができる。

(1) 住宅用火災警報器に係る条例の規定を適用除外するにあたって消防署長が判断する際には、単に住宅において防火管理が適切に行われているというようなソフト面の要素は適用除外の要件とはならず、住宅の位置、構造又は設備の状況という物的な代替措置又は具体的な環境条件が存在することが必要であること。

(2) (1)の例として、次の場合が考えられること。

消防法令の想定していない高性能を有する特殊な警報器や消火設備等が設置されていること。

6 住宅用火災警報器を設置しないことができる設備

有効範囲内の住宅の部分について住宅用火災警報器を設置しないことができる設備は、条例第55条の5の4第2項によるほか、次によること。

(1) 2方向避難開放型住戸に住戸用自動火災報知設備を設置した共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について（昭和62年9月22日予第1116号予防部長依命通達）又は共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について（平成8年4月1日予第253号予防部長依命通達）に定める共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備（以下「共同住宅用スプリンクラー設備等」という。）が設置されている住宅については、条例第55条の5の4第2項第3号から第5号までが適用になること。

(2) 「住宅用火災警報器に類する機械器具又は設備で住宅用火災警報器（規則で定める基準に従い設置されたものに限る。）と同等の性能を有するもの」とは、政令第21条又は条例第41条の規定による自動火災報知設備の設置が義務付けられていない防火対象物において設置する、条則第11条の12第4号に規定する住宅

用自動消火装置、同条第5号に規定する住宅用スプリンクラー設備（いずれも有効範囲内の部分に限る。）等をいうものであること。

7 非火災報発生時等の対応及び維持管理等

非火災報発生時等の対応及び維持管理等について、次により指導すること。◆

(1) 非火災報について

ア 非火災報に対しては、「自動火災報知設備の非火災報対策マニュアル（第3版）」（平成23年3月社団法人日本火災報知機工業会）に示された項目ごとの応急措置及び予防措置に準じて対応すること。

また、これらについても必要に応じ指導すること。

イ アによっても、なお個人の住宅においては、これらの措置が十分期待できないことから、非火災報の発生が予想される場所等に設置する住宅用火災警報器の種別（熱式を含む。）、設置位置等について、あらかじめ適切な広報に努めること。

(2) 維持管理等

ア 住宅用火災警報器に係る適切な電池交換及び交換期限が経過した機器の交換について周知徹底するための呼びかけを、マスコミによる広報の依頼、パンフレット類の作成及び配布並びに署ホームページへの掲載などにより強力に推進すること。

なお、住宅用火災警報器に関する正しい知識、使用方法、定期的な鳴動試験の実施等についても、同様に配慮すること。

イ 各メーカーにおいては、製品の取扱説明書に電池切れ警報とその対応について記載する等の措置がとられているが、それらの周知徹底を図るため、消防ふれあいネットワーク等あらゆる機会や媒体を活用し、住宅用火災警報器（AC電源方式を除く。）の電池交換の必要性、電池切れの場合の警報音等について広報に努めること。

8 住宅用火災警報器の設置の届出に関すること

(1) 条例第61条の3により、届出者は関係者とされたが、販売を目的として建築する住宅にあつては、当該建築主が販売までに住宅用火災警報器を設置し、届け出るよう指導すること。

(2) 設置確認

住宅用火災警報器は、検定品であることを仕様書等により確認すること。

(3) 住宅用火災警報器に代えて、条例第55条の5の4第2項各号に該当する設備等を設置する場合の届出（政令第21条又は条例第41条の規定による自動火災報知設備の設置が義務付けられていない防火対象物に係るものに限る。）は、省令第31条の3第1項に定める別記様式第1号の2の3（消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書）により届け出るよう指導すること。◆

(4) (3)による届出がなされた場合は、当該届出書にこれらの設備等に係る仕様書、計算書、系統図、平面図、立面図等が添付されていることを確認するとともに、各構成機器が検定、性能評定等の認証を受けたものであることが必要な場合は、その旨を確認するものとする。

(5) 住宅用火災警報器又は(3)に掲げる設備等の届出内容のうち、設置基準等に適合していないものについては、当該届出書を受理した上で、基準に適合するよう必要な指導を行い、届出書の経過欄又は備考欄等に当該指示事項等を記載しておくものとする。

(6) 消防同意又は建築通知がされたもので、届出書の届出がなされない住宅については、随時追跡調査を行い届出漏れのないようにすること。

(7) 条例第56条の2の届出又は検査を要しない住宅で、建基法第7条に規定する完了検査時に住宅用火災警報器が未設置又は未警戒であることが確認された住宅については、建築行政庁等と連携のうえ、積極的に情報収集に努めるとともに住宅用火災警報器の設置指導を行うこと。